

備品等の貸し出しについての要綱

( 目的 )

第1条 この要綱は、一般財団法人浜松公園緑地協会が所有する備品等(別表1に示す)の貸し出しを行うため、必要な事項を定めるものである。

( 貸し出しの対象 )

第2条 浜松市内にある公共的団体が、公共の福祉を目的としたイベント等で使用されるものを対象とする。

( 貸し出しの期間 )

第3条 イベント等を行う日を含めて前後4日間を1回の貸し出し期間とする。

( 使用料 )

第4条 各備品の1回の貸し出しについて徴収するものとし、その料金は別表1に定めるものである。

( 申し込み )

第5条 備品等の貸し出しを受けようとする者は、様式1と別表1による申請書にてイベント等を行う日の1週間前までに提出するものとする。

( その他 )

第6条 これに定めがないもの、あるいは上記によらない場合は、双方協議の上定めることとする。

附則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。